

愛知県介護支援専門員支援会議における 18 年度の検討経過

1 支援会議の設置経緯

介護保険制度が真に定着していくためには、介護支援専門員が制度の要としての役割を全うすることが不可欠であることから、介護支援専門員の健全な育成を図り、その活動を支援するための具体的な方策を総合的に協議するため、平成 13 年 8 月に介護支援専門員支援会議を設置しました。

2 協議事項

- (1) 実態調査に基づく介護支援専門員に対する支援方策に関すること。
- (2) サービス担当者会議に関すること。
- (3) 介護支援専門員の資質の向上を図るため、実務研修や現任研修を含む研修等のあり方に関すること。
- (4) その他介護支援専門員の支援に必要な事項に関すること。

3 委員の構成

13名 [学識経験者、団体代表者、市町村職員等]

4 開催状況

(1) 第一回介護支援専門員支援会議

ア 開催日

平成 18 年 12 月 21 日(木)

イ 議題

- ・介護支援専門員の実態調査の調査項目等について
- ・介護支援専門員実務研修受講試験の結果について

(2) 第二回介護支援専門員支援会議

ア 開催日

平成 19 年 3 月 27 日(火)

イ 協議内容

- ・居宅介護支援専門員実態調査の結果について
- ・介護支援専門員実務研修受講試験の結果について
- ・平成 19 年度の検討テーマについて

平成 18 年度居宅介護支援専門員実態調査

1 実態調査の概要

(1) 目的

介護支援専門員は、介護保険制度の要として利用者の状態像の把握、関係機関のコーディネート等の重要な役割を担っているところであるが、平成 18 年 4 月の介護保険法改正により資格の更新制の導入、研修の体系化、ケアプランの標準担当件数の適正化等が実施され、介護支援専門員を取り巻く環境が大きく変化している。

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の実態調査については、平成 13 年度に実施されているものの、その後の実態把握はされておらず、法改正に伴う状況変化等を的確に把握し、問題点を整理の上、介護支援専門員の活動支援の具体策の検討に資することを目的とする。

(2) 調査対象

事業所調査

県内の居宅介護支援事業所 1,416 (平成 18 年 12 月 1 日現在)の中から地区別に按分して無作為に 300 事業所を抽出。

介護支援専門員調査

上記居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員全員を対象として実施。

(3) 調査方法及び調査時期

平成 18 年 12 月に対象の居宅介護支援事業所へ郵送によりアンケート用紙を配布し、同年同月の状況を、事業所調査票については管理者に、介護支援専門員調査票については個々の介護支援専門員に記入してもらい、19 年 1 月に F A X により回収した。

(4) 回収率

事業所調査票については、300のうち223から回答があった。(回収率74.3%)
また、介護支援専門員調査票については送付事業所の個々の介護支援専門員に記入してもらい、649人から回答があった。

(5) 分析・検証

回収した調査票を調査項目ごとに集計の上、分析・検証をした。

なお、本県の平成 13 年度実態調査(平成 13 年 10 月調査)、三菱総合研究所の全国調査〔「居宅介護支援事業所及び介護支援専門業務の実態に関する調査」(平成 17 年 11 月調査)〕における類似項目については、それぞれ比較し分析検証した。

	今回調査(平成 18 年度)	前回調査(平成 13 年度)	全国調査(平成 17 年度)
実施主体	愛知県高齢福祉課	愛知県高齢福祉課	三菱総合研究所
調査時期	平成 18 年 12 月	平成 13 年 10 月	平成 17 年 11 月
調査対象	愛知県内の居宅介護支援事業所 1,416 のうち 300 事業所を抽出	愛知県内の居宅介護支援事業所 887 のうち 300 事業所を抽出	全国の居宅介護支援事業所のうち 2,000 事業所を抽出
調査票	事業所調査票 各抽出事業所の管理者が記入 介護支援専門員調査票 抽出事業所の全ケアマネが記入	事業所調査票 市町村調査票	事業所調査票 各抽出事業所の管理者が記入 介護支援専門員調査票 抽出事業所の全ケアマネが記入 利用者調査票
回収率	74.3%(事業所) - % (介護支援専門員調査票)	82.3%(事業所)	37.6%(事業所) - % (介護支援専門員調査票)

2 調査結果の概要

(1) 事業所調査票の集計結果概要

この調査票については、抽出300事業所のうち223事業所から回答があった(回答率74.3%)が、結果の概要は以下のとおりである。

- ・平成12年までに開設された事業所がおよそ半分であり、介護支援専門員が3人以下の事業所が約75%(1事業所当たり平均で2.5人)であった。介護支援専門員の充足状況としては約75%が「丁度良い」としているものの、約2割が1人又は2人不足していることが判明した。
- ・居宅介護支援事業所の活動・経営状況については、約80%が「現状維持」としている一方で、「規模縮小予定」、「継続困難」と回答した事業所が併せて約1割、「規模拡大予定」と回答した事業所が約1割あった。
- ・この状況を検証すると、人員が1人又は2人不足していると回答した事業所のうち、62.5%が「現状維持」と回答していたことから、人員不足にも拘わらず「現状維持」とせざるを得ない苦しい経営状況が背景にあることが伺える。
- ・特定事業所加算については、主任介護支援専門員が配置できない、介護支援専門員を増員できない等の理由により、当面予定していないという事業所が約9割であったが、規模が小さい事業所が多いため人員を増員できない状況下ではこの加算が定着するのは当面は難しいものと思われる。
- ・併設事業については、全体の約8割が併設事業所(単独は2割弱)という結果であったが、全国的調査において併設事業所が9割を超えることを鑑みると、比較的単独事業所が多いことが本県の特徴といえる。
- ・管理者の介護支援専門員資格の保有については、調査時点で約30%の管理者が介護支援専門員の資格を保有していなかったが、19年4月から資格保有が必須となることから、資格を保有していないために「継続困難」と回答した事業所も見られた。
- ・ケアプランの担当件数については、事業所全体としては、40件以上80件未満が約7割を占めている。
- ・事業所の介護支援専門員が業務上最も負担と感ずることは、「主治医との連携」、「サービス担当者会議の開催」、「介護予防ケアプランの作成」、「更新研修等の受講」の順であり、介護保険法の改正に伴い、「介護予防ケアプランの作成」、「更新研修等の受講」を負担に感じているということが伺える。
- ・地域包括支援センターとの連携については、約9割が「連携できている」と回答があり、「困難事例に関する相談」等で事業所が支援を受けている一方で、今後期待されていることとしては、「介護予防ケアマネジメントに関するアドバイス」等数多くあった。
- ・対応困難な事例は、約6割が「あり」と答えており、「家族と連絡がとりにくい」、「本人と家族の意向が違う」が多かった。

(2) 介護支援専門員調査票の集計結果概要

この調査票については、回答のあった事業所の全員の介護支援専門員により記入してもらい、649人から回答があったものであるが、結果の概要は以下のとおりである。

- ・ 県内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員については、約83%が女性であり、年齢としては40代が最も多く(30代・40代・50代を併せると全体の9割を超える)経験年数としては5年以上が約3割で最も多くなっている。
(介護支援専門員証としての更新期限としては約半数が平成21年3月までの期限)
- ・ 年収については、120万円未満から480万円以上まで偏りなく広く分布している。
- ・ 担当ケアプラン数については、20件以上40件未満が最も多く、法改正による標準件数の引き下げが影響したものと思われる。
- ・ 介護支援専門員個人としての悩みについては、「自分の力量について不安がある」、「賃金が低い」、「残業が多い/仕事の持ち帰り」の順で多く、また、業務上の悩みとしては、「主治医との連携が取りにくい」、「市町村から要介護認定結果の通知が来るのが遅い」、「サービス提供事業者・担当者と日程が合わずサービス担当者会議が開催できない」の順で多くなっている。
- ・ 介護支援専門員の業務上の悩みとしては、「主治医との連携が取りにくい」、「市町村から要介護認定結果の通知が来るのが遅い」、「サービス提供事業者・担当者と日程が合わずサービス担当者会議が開催できない」の順であり、特に「主治医との連携が取りにくい」については64.6%と高率となっている。
- ・ 介護予防の業務については、手間がかかる割には介護報酬が低いという意見の他、今回の制度改正に関する意見も寄せられている。